

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （教育学 ）	氏名	呉 嫻
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 日中両国における大学教授職の国際化に関する比較研究			
論文審査担当者			
主 査	教授 黄 福涛		
審査委員	教授 藤村 正司		
審査委員	教授 大膳 司		
審査委員	教授 秦 由美子		
〔論文審査の要旨〕			
<p>研究目的と方法</p> <p>本研究の目的として、2011年-2012年のAPA「アジアにおける大学教授職の変容に関する調査」によって収集した日中両国のデータ（中国2,807人、日本1,048人）を用いて、日中両国における大学教授職の国際化に関する現状と意識、およびそれらの規定要因を明らかにし、また日中両国における大学教授職の国際化に関する政策的提言を行うことである。また研究方法として、第Ⅰ部では、日本と中国を調査対象に、大学教授職の国際化をめぐる社会的背景について、国レベルで歴史的考察を行う。第Ⅱ部では、日中両国の大学教授職の現状と問題点を究明し、機関レベルと個人レベルで大学教授職の国際化に関する実証的分析と比較研究を行う。第Ⅲ部では、両国の関係者を対象にヒアリングと訪問調査を実施し、また政策の歴史的変化や制度上の構造などを調査することを通じて、制度的・背景的な要因が影響しているかどうかを検証する。</p>			
<p>論文の構成と内容</p> <p>第1章 大学教授職の国際化に関する背景と政策</p> <p>本章では、大学教授職の国際化に関する背景と政策を具体的に分析し、これらにかかわる重要な政策文献を紹介し、国家レベルにおいて大学教授職の国際化の実施戦略を整理する。</p> <p>第2章 大学教授職の国際化に関する現状と動き</p> <p>本章は1990年代以後の日中両国における大学教授職の国際化の変化と動きを、マクロな統計資料に依拠しながら検討した。</p> <p>第3章 大学教授職の国際流動性</p> <p>本章では、大学教授職に関する国際調査のデータを用いて、日中両国の大学教授職の国際流動性について考察した。その結果、両国の大学教授職の国際流動性が依然として低い水準にあることがわかった。</p> <p>第4章 大学教授職の国際的な活動に関する規定要因</p>			

本章では、両国における大学教授職の国際的な活動に関する規定要因を明らかにするため、大学教授職の国際的な活動レベルを従属変数、機関レベルと個人レベル変数を独立変数として、ロジスティック回帰分析を行った。大学教授職の国際的な活動の規定要因を検討した結果、性別、職位、研究志向、最高学位、機関類型などが正の有意な影響が見られたが、逆に、年齢は負の影響を及ぼすことも確認できた。その他、すべての高等教育の国際交流に対する意見と機関レベルの要因は大学教授職の国際的な研究活動に正の有意な影響が確認できなかった。

第5章 大学教授職の国際的な活動と研究生産性の関連性

本章では両国における大学教授職に関する国際的活動と研究生産性の関連性を検討することを目的とし、過去3年間の査読論文数を従属変数に、機関レベル、個人レベルと国際レベルの変数を独立変数にして、ポアソン回帰分析を行った。両国における大学教授職の国際的な活動と研究生産性との関連性を解明している。

第6章 全体に関する考察—事例研究と訪問調査

アンケート調査では捉えられない日中両国における大学教授職の国際化の実態を明らかにするため、東京大学と北京大学における一部の大学教授職を対象にインタビューし、日中両国における大学教授職が高等教育国際化に対してどのように対応しているのかを明らかにすることを試みる。

終章

本研究の成果は以下の4点である。

第一に、本研究では、大学教授職の国際的活動に関する意識変数の重要性を検討した。大学教授職の国際的な活動が大学教授職の国際化に対する意識によって左右されていることが確認できた。この結果は先行研究と一致している。従って、大学教授職の国際化は政府と大学側の主導のもとに、大学教授職の自主的な参加を促すことにも焦点を当てるべきだと考えられる。

第二に、先行研究に欠けている比較的・実証的な視点から、本研究は、日中両国における大学教授職の国際的な活動に関する規定要因を究明した。

第三に、本研究は、先行研究において十分に行われていない国際的な活動に着目し、大学教授職の国際的な活動が研究生産性に影響を与えることを確認した。

最後に、本研究では、データ分析にとどまっておらず、訪問調査やインタビュー調査によって補完的な考察も行ったので、大学教授職の国際化の実態と政策の乖離という問題はどのような原因がもたらしたのかについて考察した。

一方、本研究では国際化経験がある大学教授職のデータが少ないことから、まだ十分な分析はできていない。また事例研究としての調査対象は北京大学と東京大学に限定したが、今後一般大学における大学教授職を対象として訪問調査を行う必要があると考えられる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 28 年 2 月 9 日